



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(健康推進課) 2

○ 教育委員会規則

- *13 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則 2

○ 労働委員会規則

- *1 和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

- 677 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (危機管理・消防課) 3
- 678 総合評価一般競争入札による落札者の決定 (総務課) 4
- 679 令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) 4
- 680 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課) 7
- 681 " (") 7
- 682 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (") 8
- 683 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 8
- 684 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 9
- 685 六箇井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 12
- 686 池の前土地改良区の役員の就退任 (") 12
- 687 住持中左近両溜池土地改良区の定款変更の認可 (") 12
- 688 県営土地改良事業計画の決定 (") 13
- 689 " (") 13
- 690 " (") 14
- 691 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 14
- 692 保安林予定森林 (") 15
- 693 随意契約の相手方の決定 (技術調査課) 15
- 694 基本測量の実施 (") 16
- 695 道路の位置の指定 (都市政策課) 16

○ 公安委員会告示

- 23 警備員指導教育責任者講習の実施 16

○ 選挙管理委員会告示

- *32 和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程(平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号)の一部改正 20

○ 監査委員告示

- *1 和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員会規程（平成17年和歌山県監査委員告示第1号）の一部改正 20
- 収用委員会告示
- *1 和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程（平成17年和歌山県収用委員会告示第3号）の一部改正 21
- 海区漁業調整委員会告示
- *1 和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程（平成17年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号）の一部改正 22
- 内水面漁場管理委員会告示
- *2 和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成17年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部改正 22
- 訓令
- *14 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課) 23
- 公告
- 入札公告 (情報政策課) 23

規 則

和歌山県規則第29号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類の経由)</p> <p>第22条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、患者の住所地又は医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合にあっては、直接知事に提出するものとする。</p>	<p>(提出書類の経由)</p> <p>第22条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、患者の住所地又は医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合にあっては、直接知事に提出するものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第9号)の全部を改正する。

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県教育委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の規定の例による。この場合において、同規則第14条中「別表に掲げる手続等」とあるのは、「和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第6条第1項の規定による指定書、認定書、選定書又は登録証の交付(指定書又は登録証に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

労働委員会規則

和歌山県労働委員会規則第1号

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年和歌山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県労働委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県労働委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の規定の例による。</p>	<p>和歌山県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>和歌山県労働委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第677号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務並びにこれらの免状の作成に係る業務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第678号

令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務について、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和4年5月16日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機グループ

（代表者）富士電機ITソリューション株式会社

東京都千代田区外神田六丁目15番12号

（構成員）富士電機株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号

5 落札金額

165,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額15,000,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年3月25日

和歌山県告示第679号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（ア）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

(ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト

(エ) ITサービスマネージャ

(オ) 情報セキュリティスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

(キ) プロジェクトマネージャ

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) データベーススペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) アプリケーションエンジニア

(シ) システム監査技術者

(ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2

014（ISO/IEC 27001:2013）の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和4年5月27日（金）から同年6月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年5月30日（月）午前9時から同年6月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年5月30日（月）から同年6月16日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和4

年6月16日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2400

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年6月23日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第680号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
令和4年8月7日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）を併せて受講する場合にあっては8,000円、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講する場合にあっては3,000円）

和歌山県告示第681号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第2型研修）を次のとおり指定した。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修受付期間及びレポート提出締切年月日
 - (1) 研修受付期間 令和4年10月20日（木）から同年11月18日（金）まで
 - (2) レポート提出締切年月日 令和4年12月26日（月）
- 3 受講料
クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第682号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
 - (1) 講習受付期間 令和4年6月20日（月）から同年7月20日（水）まで
 - (2) レポート提出締切年月日 令和4年8月22日（月）
- 3 受講料
クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
NEX西庄店
和歌山県和歌山市西庄東畑767番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) エバグリーン西庄店

和歌山県和歌山市西庄東畑767番1外

(変更後) NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄東畑767番1外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社

代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社

代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 令和4年2月25日

(2) 令和3年2月21日

5 変更した理由

(1) 業態変更に伴う店名変更のため

(2) 届出上の代表者の変更のため

6 届出年月日

令和4年4月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年5月27日から同年9月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第684号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 令和4年9月18日（日）午後3時から

(2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3階 第1会議室、第2会議室及び第3会議室

和歌山市北出島一丁目5番47号

電話番号 073-425-3335

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

(2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類（運転免許証の写し等）

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）

オ 63円郵便切手 1枚（受験票の所定の欄に貼付）

カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等）

キ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

(2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

令和4年7月25日（月）から同年8月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和4年8月12日（金）までの消印があるものを有効とする。）

(4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

7 合格発表

令和4年10月6日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

8 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年11月30日退任）

職名	氏名	住所
監事	松下嘉夫	和歌山市直川932番地

2 就任した役員（令和4年3月26日就任）

職名	氏名	住所
監事	宮脇宏	和歌山市直川1796番地

和歌山県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1
監事	福田茂博	和歌山市北野543番地101
監事	宮井伸幸	岩出市山178番地

2 就任した役員（令和4年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1
理事	宮井伸幸	岩出市山178番地
理事	福田茂博	和歌山市北野543番地101
監事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
監事	井村健次	和歌山市中筋日延291番地

和歌山県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月27日

和歌山県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業天王池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年5月30日から同年6月24日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業新池（永山）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年5月30日から同年6月24日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第 690 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大池（薬勝寺）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年5月30日から同年6月24日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第 691 号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字星川字不動309の1、310の1、311の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第692号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字栢尾728の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栢尾728の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第693号

公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）維持管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立システムズ関西支社
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額

1工数当たりの委託料1,496,000円（うち消費税及び地方消費税の額136,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市及び岩出市並びに海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡日高川町並びに東牟婁郡北山村

和歌山県告示第695号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3564	岩出市水栖字砂山363番23、363番24、363番26の一部、宇村中655番6の一部、656番1の一部、694番4の一部、694番5の一部、696番11の一部、696番12の一部、656番3、694番6、696番7、696番8、696番9、696番10	岩出市清水384番地の1 都市開発興業株式会社 代表取締役 平田英生	令和 4.5.11	6.00 ） 6.20	75.50

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月27日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講 習 期 間	場 所	定 員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和4年7月6日（水）から同月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）合わせて30名

1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和4年7月11日（月）から同月15日（金）までの5日間	1201会議室	
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	令和4年7月6日（水）から同月15日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 1201会議室 （一部講習は1203会議室で実施）	新規取得講習（4号）及び追加取得講習（4号）合わせて10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	令和4年7月13日（水）から同月15日（金）までの3日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 1203会議室	

備考

- 1 新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。
- 2 新規取得講習（4号）の一部については、追加取得講習（4号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格し

た者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和4年5月31日（火）から同年6月2日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行い、(3)により受付がされ、受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和4年6月7日（火）から同月9日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署申本分庁舎を含む。）に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

- 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通
- (エ) 2の(1)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- (オ) 2の(1)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通
- (2) 追加取得講習(1号)の受講予定者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。
- イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- (ア) 2の(2)のアに該当する者
1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
- (イ) 2の(2)のイに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- (ウ) 2の(2)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通
- (エ) 2の(2)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- (オ) 2の(2)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通
- (3) 新規取得講習(4号)の受講予定者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。
- イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通
- (4) 追加取得講習(4号)の受講予定者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。
- イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
- (5) (1)から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ、2の(2)のア、ウ若しくはオ、2の(3)又は2の(4)に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することがで

きる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
- (2) 追加取得講習（1号） 23,000円
- (3) 新規取得講習（4号） 34,000円
- (4) 追加取得講習（4号） 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程（平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>和歌山県選挙管理委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山県選挙管理委員会規程</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県選挙管理委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第14条中「別表に掲げる手続等」とあるのは、「和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第3条第1項の規定による申請」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程</u></p> <p>和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県代表監査委員 森田 康友

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程（平成17年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県監査委員に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山県監査委員規程</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県監査委員に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。</p>	<p><u>和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程</u></p> <p>和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県収用委員会会長 石倉 誠也

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程（平成17年和歌山県収用委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県収用委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山県収用委員会規程</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県収用委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。</p>	<p><u>和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程</u></p> <p>和歌山県収用委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程（平成17年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山海区漁業調整委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山海区漁業調整委員会規程</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山海区漁業調整委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。</p>	<p><u>和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程</u></p> <p>和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。）の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第2号

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成17年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県内水面漁場管理委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等</p>	<p><u>和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程</u></p> <p>和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続</p>

に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県内水面漁場管理委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。

等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。）の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) <u>電子証明書 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）第2条第2項第3号に規定する電子証明書をいう。</u> (12) <u>オンライン事務処理装置 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、処分の通知、入札その他の事務処理を行うことができる装置をいう。</u> (13) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) <u>電子証明書 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）第2条第2項第3号に規定する電子証明書をいう。</u> (12) <u>オンライン事務処理装置 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、処分の通知、入札その他の事務処理を行うことができる装置をいう。</u> (13) 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規

定に基づき公告する。

令和4年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度から令和9年度まで

(2) 業務の名称

令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借

(3) 業務の内容

入札説明書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第679号に規定する令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和4年5月27日（金）から同年7月6日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和4年5月27日（金）から同年6月10日（金）まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年5月30日（月）午前9時から同年6月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和4年7月7日（木）午後2時

- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年7月7日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2400

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and lease of equipment for the basic resident registration network system ;
Complete Set

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 7 July 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 7 July 2022)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2400

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp